

# ○うきは市自治組織条例

(平成 25 年 12 月 27 日条例第 38 号)

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 コミュニティセンター(第 3 条―第 16 条)
- 第 3 章 自治協議会(第 17 条―第 19 条)
- 第 4 章 自治協議会活動支援(第 20 条―第 22 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目 的)

第 1 条 この条例は、まちづくり推進のための拠点施設の設置及び協働のまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、うきは市協働のまちづくり基本条例（平成 19 年うきは市条例第 1 号）の理念を実現することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり うきは市の創造のために必要な計画や活動をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれに果たすべき役割と責務を自覚し、互いに協力し合うことをいう。
- (4) 自治協議会 市内小学校区（山間部においては地区）単位に組織された行政区（自治会）の共同体をいう。

## 第 2 章 コミュニティセンター

### (コミュニティセンターの設置)

第 3 条 まちづくり推進のための拠点施設として、自治協議会毎にコミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び所在地)

第 4 条 センターの名称及び所在地は、別表第 1 のとおりとする。

### (指定管理者による管理)

第 5 条 センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第 6 条 前条の規定に基づく指定管理者は、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 206 号）第 6 条の規定により指定されたものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可及び利用の許可の取消し等に関すること。
- (2) センターの利用料金の徴収及び利用料金の還付等に関すること。
- (3) センター及び附属設備等の維持管理及び補修に関すること。
- (4) その他前 3 号に付随又は関連すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 8 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 9 条 センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

- 2 センターの休館日は、12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の許可)

第 10 条 センターの施設・設備等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 市長又は指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。
  - (1) 施設等内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 3 条の規定により指定された暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (4) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。
- 3 市長又は指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

#### (利用の制限)

第 11 条 市長又は指定管理者は、前条第 1 項の許可をした後において、同条第 2 項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、又は同条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは利用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けても、市長又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により前条第 1 項の許可を受けたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

#### (使用料)

第 12 条 利用者は、当該施設を利用する場合は別表第 2 に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 3 市長は、利用者が第 3 条に規定する設置目的に沿ってセンターを利用する場合において、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### (利用料金等)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、第 5 条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により、別表第 2 に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金の額を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

#### (入館の制限)

第 14 条 市長又は指定管理者は、管理運営上支障があると認めるときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

(損害賠償)

第 15 条 センターの入館者又は利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長又は指定管理者の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱い)

第 16 条 指定管理者は、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第 3 章 自治協議会

(自治協議会)

第 17 条 まちづくり推進のための自治組織として、市内小学校区（山間部においては地区）単位に地区公民館活動を継承発展させた自治協議会を組織する。

2 自治協議会は、全ての地域住民で構成し、その運営は各自治協議会で定めるものとする。

3 市民は、自治協議会に参画し、豊かな地域社会を協働して築いていくよう努めるものとする。

4 自治協議会の名称及び対象区域は、別表第 3 のとおりとする。

(自治協議会の事業)

第 18 条 自治協議会は、まちづくりを推進するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 防犯及び防災に関すること。

(2) 生涯学習活動に関すること。

(3) 環境及び景観の保全に関すること。

(4) 人権教育・啓発に関すること。

(5) 福祉及び健康増進に関すること。

(6) 高齢者等の生きがいづくりに関すること。

(7) 青少年の健全育成に関すること。

(8) 男女共同参画社会の推進に関すること。

(9) 地域文化の継承及び創出に関すること。

(10) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。

(11) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。

(12) その他特に必要があると各自治協議会が認めること。

(自治協議会連絡会)

第 19 条 各自治協議会間及び市との連絡・調整をする機関として、自治協議会連絡会を設置する。

第 4 章 自治協議会活動支援  
(活動支援)

第 20 条 市長は、自治協議会活動の推進を図るため、内部組織を設置し、必要な活動支援を行うものとする。

(財政的支援)

第 21 条 市長は、自治協議会活動の推進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(うきは市公民館条例の廃止)

2 うきは市公民館条例（平成 17 年うきは市条例第 92 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日までに、うきは市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1 (第 4 条関係)

	名 称	所 在 地
1	御幸コミュニティセンター	うきは市浮羽町朝田 389 番地 3
2	山春コミュニティセンター	うきは市浮羽町山北 783 番地
3	大石コミュニティセンター	うきは市浮羽町古川 479 番地
4	妹川コミュニティセンター	うきは市浮羽町妹川 2329 番地 5
5	新川コミュニティセンター	うきは市浮羽町新川 2515 番地
6	小塩コミュニティセンター	うきは市浮羽町小塩 2548 番地 1
7	田籠コミュニティセンター	うきは市浮羽町田籠 1151 番地 1

8	江南コミュニティセンター	うきは市吉井町新治 1063 番地 1
9	千年コミュニティセンター	うきは市吉井町千年 245 番地 1
10	福富コミュニティセンター	うきは市吉井町福益 1607 番地 1
11	吉井コミュニティセンター	うきは市吉井町 699 番地 1

別表第2(第12条関係)

各室使用料(1時間当たり)

施設名	名称/区分	使用料		冷暖房料	
		市内のものが 利用する場合	市外のものが 利用する場合	市内のものが 利用する場合	市外のものが 利用する場合
御幸コミュニティセンター	1階洋室	120円	180円	100円	150円
	1階和室	120円	180円	100円	150円
	2階大会議室	370円	550円	200円	300円
	2階和室	120円	180円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
山春コミュニティセンター	1階大広間(洋室)	370円	550円	200円	300円
	1階洋室研修室	240円	370円	200円	300円
	1階第1和室	120円	180円	100円	150円
	1階第2和室	120円	180円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
大石コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階第1和室	120円	180円	100円	150円
	1階第2和室	60円	90円	100円	150円
	2階大広間	240円	370円	200円	300円
	2階洋室	60円	90円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
妹川コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階和室	60円	90円	100円	150円
	調理室	60円	90円	100円	150円

新川コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階和室	60円	90円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
小塩コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階第1和室	120円	180円	100円	150円
	1階第2和室	60円	90円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
田籠コミュニティセンター	1階第1和室	60円	90円	100円	150円
	1階第2和室	60円	90円	100円	150円
	2階大広間	240円	370円	200円	300円
	調理室	120円	180円	100円	150円
江南コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階会議室(洋室)	120円	180円	100円	150円
	1階和室	120円	180円	100円	150円
	2階会議室(洋室)	120円	180円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
千年コミュニティセンター	大ホール	370円	550円	200円	300円
	会議室(中)	120円	180円	100円	150円
	会議室(小)	120円	180円	100円	150円
	和室	240円	370円	200円	300円
	調理室	240円	370円	200円	300円
福富コミュニティセンター	1階会議室	240円	370円	200円	300円
	1階小会議室	60円	90円	100円	150円
	1階ホール	240円	370円	200円	300円
	1階和室	60円	90円	100円	150円
吉井コミュニティセンター	第1研修室	120円	180円	100円	150円
	第2研修室	120円	180円	100円	150円
	第3研修室	240円	370円	100円	150円

備考

1. 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなす。
2. 「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。
3. 使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

別表第3(第17条関係)

	名 称	対象区域
1	御幸地区自治協議会	浮羽町御幸地区
2	山春地区自治協議会	浮羽町山春地区
3	大石地区自治協議会	浮羽町大石地区
4	妹川地区自治協議会	浮羽町妹川地区
5	新川地区自治協議会	浮羽町新川地区
6	小塩地区自治協議会	浮羽町小塩地区
7	田籠地区自治協議会	浮羽町田籠地区
8	江南地区自治協議会	吉井町江南地区
9	千年地区自治協議会	吉井町千年地区
10	福富地区自治協議会	吉井町福富地区
11	吉井地区自治協議会	吉井町吉井地区